

入札公告

次のとおり自動販売機に係る市有施設賃貸借を条件付一般競争入札に付します。

令和7年12月24日

栃木市長 大川 秀子

入札説明書 (自動販売機設置事業者募集要項)

1 はじめに ~自動販売機設置事業者の募集にあたって~

このたび、市有施設に設置する自動販売機（以下、入札件名や自動販売機設置基準等の正式名称の場合を除き「自販機」という。）の設置事業者を下記のとおり募集します。

栃木市では、市有財産の貸付による自販機の設置事業者を公募による入札にて選定することにより、施設の利便性を図ることはもちろん、設置事業者の選定方法の透明性及び公平性を図るとともに、自主財源の確保に資することを目的とします。

当募集に参加される方は、本募集要項等を熟読し、内容を承知のうえご参加ください。

2 入札に関する事項（件名、貸付物件）

入札件名：市有財産の貸付（自動販売機の設置）

貸付物件：別表1「貸付物件一覧」別表2「物件調書」のとおりです。

栃木市のホームページでご確認ください。

3 日程 ※詳細については各項目をご覧ください。

項目	日程
参加申込受付期間	令和7年12月24日（水）～令和8年1月19日（月） 午後5時00分
質問書受付期間	令和7年12月24日（水）～令和8年1月6日（火） 午後5時00分
質問回答	令和8年1月9日（金）
入札日及び入札場所	令和8年1月29日（木）午前10時00分 栃木市役所本庁舎5階501B会議室
契約	令和8年3月中旬に契約を締結する予定です

4 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。

- (1) 栃木市内で自販機の設置業務を行っている者で、栃木県内に本店又は支店（営業所）を置いている者
- (2) 自販機の設置業務において、過去3年以上良好な経営実績で、無理な資金運用がなく、安定した経営状態にある者
- (3) 食品衛生、環境衛生に関する各法を遵守する者
- (4) 栃木市税について未納の税額が無い者
- (5) 次のいずれにも該当しない者

ア 栃木市的一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復

権を得ない者

- イ 栃木市暴力団排除条例第2条第1号、第4号及び第5号の規定に該当する者
- ウ 栃木市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則に該当する者
- エ 過去3年間、当該営業等に関して、行政処分を受けている者、又は公衆衛生上の重大な事故を起こしている者

5 自販機の設置条件

- (1) 自販機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の施設使用形態
地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、市が設置事業者に対し、市有財産の一部を貸し付ける方法（賃貸借契約）により行います。
 - (2) 貸付期間
以下のとおりとし、契約の更新は認めないものとします。
令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）
ただし、貸付物件の一部又は全部を使用する必要性が生じた場合等、業務運営上の理由で契約を解除する場合があります。
 - (3) 必要経費
自販機の設置及び撤去、維持管理等に係る経費負担については、次のとおりとします。
 - ア 自販機の設置及び撤去に要する工事費・移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については栃木市の指示に従うこと。
 - イ 電気工事等が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とすること。
 - ウ 電気料は設置事業者の負担とし、電気の使用量を計るための適正な規格品（子メータ）を設置事業者の負担において設置すること。
 - (4) 設置に関する注意
自販機の設置については、次の点に注意のうえ行ってください。
 - ア 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
 - イ 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守した転倒防止対策を行うこと。
 - (5) 自販機の仕様
設置する自販機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。
 - ア ① 以下の表に示す外形寸法を超えないものとすること。
ただし、市が指定する場合この限りではありません。
なお、外形寸法には放熱余地部分を含みますが、使用済容器の回収ボックス及び転倒防止板設置部分は含みません。
- | 幅 | 1.4m以内 |
|----|-----------------------|
| 奥行 | 0.9m以内 |
| 高さ | 2.2m以内 |
| 面積 | 1.26m ² 以内 |

- ② 物件調書に記載された設置スペースは参考値です。応募の前に設置場所

をご確認ください。

設置場所によっては小型の機種になる可能性があります。

イ 「照明の自動点滅・減光」「学習省エネ」「ピークカット」及び「真�断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たしていること。

エ デザインは公序良俗に反しないもので、著しく華美なものでないこと。

(6) 販売品

販売品については、次のとおりとします。

ア 販売品目は、清涼飲料水（スポーツドリンク含む）又はアイスクリームとし、酒類の販売を行わないものとする。

イ 清涼飲料水は、缶又はペットボトル等の密閉式の容器とする。
ただし、栃木市が指定する場合はその限りではない。

ウ 販売品の具体的な構成については、落札決定後、自販機の設置施設の所管課と事前に協議を行うこと。

エ 販売品の価格は、標準小売価格（メーカー希望小売価格）を超えない価格で販売すること。

(7) 維持管理

自販機の維持管理については、次のとおりとします。

ア 販売品の補充や金銭管理等自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については、栃木市と協議のうえ行うこと。

ウ 自販機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

オ 自販機の設置後は、安全面に問題ないか定期的に確認すること。

カ 自販機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。

(8) 売上実績の報告

下記の内容で売上実績報告書を作成のうえ栃木市にご提出ください。

【報告内容】

設置場所、期間、売上高、貸付料率、貸付料、カウンター数、売上本数

【報告時期】

- ① 毎月
- ② 四半期に1回（貸付料の確認をするため）

(9) 貸付料及び支払い

自販機の毎月の売上金額の総額（税抜）に、提案貸付料率を乗じた金額に消費税相当額を加算した額を貸付料とします。

1円未満の端数がある場合、計算の最後で端数を切り捨てください。

各物件の最低提案賃付料率については別表1「賃付物件一覧」にてご確認ください。

賃付料は、四半期ごとの後払いとします。栃木市が指定する期日までに、栃木市が指定する方法にてお支払いください。

なお、支払いに要する手数料等の費用は、設置事業者の負担とします。

(10) 電気料及び支払い

子メータが示す電力使用量に、栃木市が契約する電力会社の電気使用料単価を乗じた額を電気料とします。

1円未満の端数がある場合、計算の最後で端数を切り捨ててください。

電気料は、1年ごとの後払いとします。栃木市が指定する期日までに、栃木市が指定する方法にてお支払いください。

なお、支払いに要する手数料等の費用は、設置事業者の負担とします。

【電気料金使用料単価(円/kwh)の算出方法】

自販機の設置施設の年間の電気料(円)÷年間の電気使用量(kwh)

※単価は小数点第3位切捨て

(11) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を栃木市に請求することはできないものとします。

(12) 遵守事項

設置事業者は、入札時の公募条件、契約書及び仕様書等を遵守してください。

6 入札参加申込書等の提出

入札参加を希望する者は、下記書類の提出が必要です。

期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加できません。

(1) 入札参加申込時提出書類(提出部数各1部)

	書類名	法人	個人	備考
1	入札参加申込書(様式第1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	栃木市ホームページよりダウンロードしてください
2	誓約書(様式第2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	履歴事項全部証明書	<input type="radio"/>	-	
4	身分証明書	-	<input type="radio"/>	
5	印鑑証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
6	営業証明 (<u>栃木県内に営業所があること</u> を官公庁が証明したもの)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	官公庁が証明した書類(会社のカタログやホームページ等は不可) ※履歴事項全部証明書で確認できる場合は不要
7	市税の完納証明 (<u>栃木市税の滞納がないこと</u> の証明)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	栃木市の税が課せられていない場合は不要

8	会社役員名簿（様式第9）	○	-	栃木市ホームページよりダウンロードしてください
9	支店等への委任状（様式第11）	○	-	※入札の権限及び契約の締結・履行の権限を支店等に委任する場合に必要（栃木市ホームページよりダウンロードしてください）

(2) 書類の作成及び証明書

- 各種書類に必要事項を記入のうえご押印ください。
※内容を一部変更したため、必ず新しい様式をお使いください。
- 各様式の代表者印の押印欄には、印鑑証明書の印鑑をご押印ください。
- 各種証明書は、発行後3か月以内の原本とします。
- 入札を委任する場合は、別紙「代表者以外が入札に参加する場合（必要な委任状及び印鑑）」をご参照ください。
- 入札の権限及び契約の締結・履行の権限を支店等に委任する場合は、支店等への委任状（様式第11）をご提出ください。

(3) 提出期間

期間：令和7年12月24日（水）～令和8年1月19日（月）

時間：午前8時30分～午後5時00分

※午後0～1時及び市役所閉庁日（土日祝日等）を除く

(4) 提出場所及び提出方法

市役所管財課まで直接ご提出ください。

郵送、ファックス、メール、インターネットによる提出は受付いたしません。

7 質問及び回答

募集の内容等に対する質問及び回答は次のとおり行います。

(1) 質問書受付期間

令和7年12月24日（水）～令和8年1月6日（火）午後5時00分

(2) 提出場所及び提出方法

質問書（様式第3）を市役所管財課へ直接持参、ファックス、メールのいずれかにてご提出ください。

ファックス又はメールで提出した場合、送信したことを必ず電話にてご確認ください。

電話、郵送、インターネットによる質問は受付いたしません。

なお、自販機の施設所管課では入札及び契約に係る質問を受け付けていませんのでご注意ください。

【受付時間（窓口提出の場合）】

午前8時30分～午後5時00分

※午後0～1時及び市役所閉庁日（土日祝日等）を除く

(3) 回答日及び回答方法

令和8年1月9日（金）に、栃木市ホームページに掲載します（様式第4）。

8 入札保証金・契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

9 入札

- (1) 入札は、所定の入札書（様式第5）を使用します。
- (2) 入札書に、貸付期間中の毎月の売上金額の総額に対する「提案貸付料率」を小数点以下第1位までご記入ください。
- (3) 提案貸付料率はアラビア数字をご使用ください。
- (4) ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入のうえ、鮮明にご押印ください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (5) 脱字又は誤字を加除訂正した場合、その箇所又は付近にご押印ください。
なお、提案貸付料率の訂正はできませんのでご注意ください。
- (6) 入札書を封筒に入れ封印し、貸付物件番号、設置場所、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者職名）を封筒に表記してください。
- (7) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (8) 代理人が入札を行う場合、必要事項が記入・記名押印された委任状（様式第6）を入札時にご提出ください。
委任状は法人又は個人1者につき一枚をご提出ください。なお、物件ごとの提出は不要です。
- (9) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
(栃木市財務規則第75条関係)
 - ア 入札者が同一事項に2以上の入札をしたもの。
 - イ 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印をしないで行った入札のとき。
 - ウ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
 - エ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - オ 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。
 - カ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- (10) 入札参加者の事前公表は行いません。

10 入札書の提出、開札

- (1) 入札参加の申込みをした方は、下記の日時及び場所において入札書をご提出ください。
郵送、ファックス、メール、インターネットによる提出は受付いたしません。

入札日	令和8年1月29日（木）午前10時00分
場所	栃木市役所 本庁舎5階501B会議室
対象物件	物件番号7-1～7-27 詳細は別表1「貸付物件一覧」別表2「物件調書」
- (2) この入札に参加されない場合は、入札を辞退したものとみなします。
- (3) 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、市が定める最低提案貸付料率以上の率をもって有効な応募を行った者の内、最も高い率を提示した者を落札者とします。
- (4) 最高提案貸付料率の入札が2社（者）以上ある場合は、「くじ」により決定します。入札者が「くじ」を引かないときは、入札を辞退したものとみなします。
- (5) 入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第7）に必要事項を記載のうえ入札日前日までに栃木市役所管財課までご提出ください。
郵送、ファックス、メール、インターネットによる提出は受付いたしません。
- (6) 入札結果については、落札者の決定後、落札者名及び貸付料率等を栃木市ホームページ

ージ等で公表します。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

12 契約及び協定の締結

- (1) 契約書サンプル（様式第8）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 今回、災害救援ベンダー機の指定はありませんが、設置事業者が設置を希望する場合、協定書サンプル（様式第10）による協定書も併せて作成します。
- (3) 契約及び協定の締結は管財課が行いますので、指定する期日までに契約書及び協定書を管財課宛ご提出いただきます。
- (4) 契約及び協定の締結・履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。
- (5) 契約及び協定は、代表者名義で行います。
なお、支店等への委任状（様式第11）により契約の締結・履行に関する権限を委任した場合、代理人（支店等の代表者）の名義で行います。
- (6) 契約及び協定を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、原則として契約を締結しないものとします。
この場合、栃木市は一切の損害賠償の責を負いません。
- (7) 落札者が不適格と認められる場合、次点の者が落札者となります。

13 お問合せ先

「7 質問及び回答」に記載の期間中に質問書（様式第3）を下記担当まで直接持参、ファックス、メールのいずれかにてご提出ください。

ファックス又はメールで提出した場合、送信したことを必ず電話にてご確認ください。
電話、郵送、インターネットによる質問は受付いたしません。

〒328-8686 栃木市万町9-25
栃木市役所 経営管理部 管財課 庁舎管理係
TEL : 0282-21-2606
FAX : 0282-21-2676
メール : si-kanri@city.tochigi.lg.jp